

新潟市
交通バリアフリー基本構想

平成15年3月

新潟市

はじめに

我が国では諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展し、平成27年(2015年)には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また障害者が障害のない人と同じような生活を送り、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきていることから、高齢者・身体障害者の方でも自立した日常生活や社会参加ができる環境整備が求められています。



こうした社会的背景から、高齢者・身体障害者をはじめとした方々の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的に、国では平成12年11月に「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる交通バリアフリー法を施行しました。

現在、当市においても、高齢化が進んでいることや障害者の社会参加の動きが高まってきていることから、この法律に基づく「新潟市交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

この基本構想では、高齢者・身体障害者だけでなく誰もが利用しやすい、「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本方針に、重点的にバリアフリー化を推進する5つの地区を選定し、駅やバスターミナルなどの旅客施設及びその周辺の歩道等を一体的にバリアフリー化することとしています。

今後は整備を行う事業者や管理者との連携を図りながら、市民と一体となって、誰もが安全で安心して移動できる環境整備を行ってまいります。

最後に、基本構想の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「新潟市移動円滑化基本構想策定検討委員会」の委員の皆さま、並びにアンケート調査にご協力いただきました皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成15年3月

新潟市長 篠田 昭

目 次

第 1 章 基本構想策定の目的	1
1. 策定の背景	1
(1) 高齢化の進展	1
(2) ノーマライゼーションの理念の浸透	1
(3) 交通バリアフリー法の制定	1
(4) 新潟市におけるバリアフリー化への取り組み	2
2. 策定の目的	2
3. 目標年次	2
4. 基本構想の位置づけ	3
第 2 章 新潟市の概要	5
1. 位置・面積	5
2. 人口	6
(1) 総人口	6
(2) 地区別人口	7
(3) 高齢者の状況	8
(4) 障害者の状況	9
3. 旅客施設の状況	11
(1) 旅客施設の分布状況	11
(2) 旅客施設の利用状況	12
第 3 章 新潟市の移動に関する問題点と課題	13
1. 新潟市の移動に関する全般的な問題点と課題	13
2. 旅客施設の現状について	14
3. 利用者から見た移動に関する問題点	15
(1) 旅客施設について	16
(2) 車両について	19
(3) 歩道について	22
(4) 横断時について	23
(5) 駅前広場・連絡通路について	24
(6) 冬期について	26
4. 新潟市における移動に関する課題	27

第4章 新潟市における交通バリアフリー基本方針 29

- 1. 基本的な方向 29
- 2. 新潟市における交通バリアフリー基本方針 30
 - (1) 移動しやすい環境の形成 30
 - (2) 市民と一体となった環境づくりの推進 32

第5章 重点整備地区における整備方針と主な事業 35

- 1. 重点整備地区の設定 35
 - (1) 特定旅客施設の設定 35
 - (2) 重点整備地区の設定 36
 - (3) 経路の設定 37
- 2. 各重点整備地区の整備方針と主な事業 38
 - (1) 新潟万代地区 38
 - (2) 万代島地区 52
 - (3) 白山地区 60
 - (4) 寺尾地区 70
 - (5) 内野地区 78

第6章 重点整備地区における計画の推進 87

- 1. 関係機関の取り組み 87
- 2. 市民との協働 87
- 3. 情報提供の実施 87
- 4. 事業に対する利用者の意見把握 87

第7章 よりよい移動円滑化の実現に向かって 89

- 1. 移動支援サービスの導入について 89
- 2. 重点整備地区以外の地区における移動円滑化の実現に向けて 89
- 3. 沿道施設のバリアフリー化の推進 90

第1章 基本構想策定の目的

1. 策定の背景

(1) 高齢化の進展

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えようとしています。

このような状況を目前にして、高齢者の社会参加と自立した生活を保障するためには、高齢者が若い世代と同じように活動できる仕組みや地域で支えていけるようなまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) ノーマライゼーションの理念の浸透

ノーマライゼーションの理念が社会の中に浸透したことで、高齢者や障害者の社会参加意欲が高まるとともに、障害者等が障害のない人と同等に生活し、活動する社会を目指すための配慮が強く求められています。

このため、障害者等の自立した日常生活・社会生活を営むことができる環境整備への取り組みが急務となっています。

ノーマライゼーションとは、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし共に生きぬく社会こそノーマルであるという考え方です。

(3) 交通バリアフリー法の制定

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12年11月15日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されました。この法律では、

鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する

鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する

こととしています。

(4) 新潟市におけるバリアフリー化への取り組み

昭和49年に「身体障害者福祉モデル都市」に指定されたのをきっかけとし、昭和57年には地域社会の中で障害者の参加と平等を目指す「国際障害者年新潟市計画」を策定しました。近年では、平成9年にはまちのバリアフリー化を一層進めるため「新潟市福祉のまちづくり総合計画」を策定し、今日まで障害者や高齢者にやさしいまちづくりの推進に取り組んできました。

しかし、本市の65歳以上人口の割合が平成14年4月1日現在で18.1%と高齢化は急速に進行していること等から、バリアフリー社会の早期実現をより一層推進することが必要となっています。

2. 策定の目的

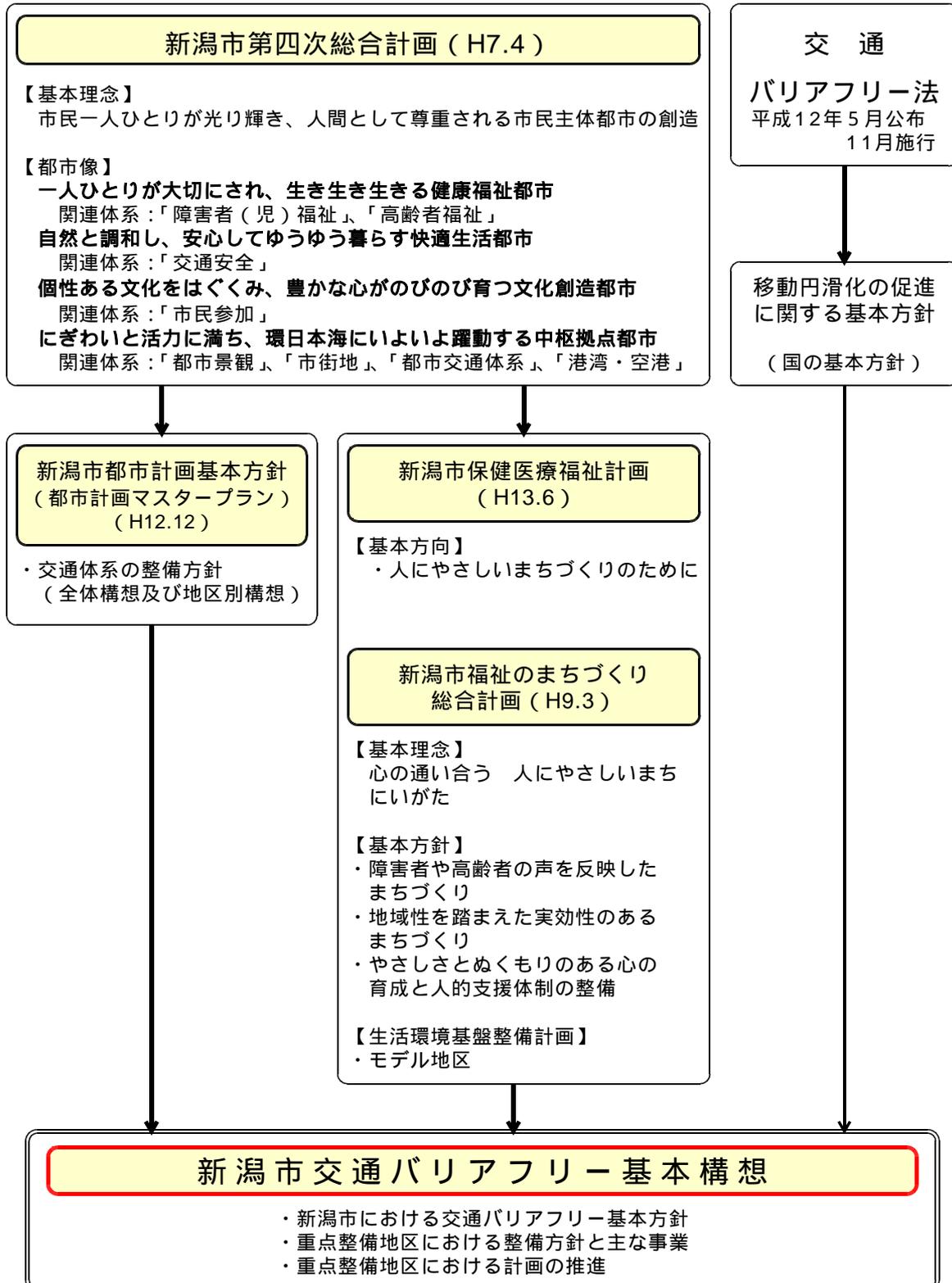
本構想は「交通バリアフリー法」に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する地区を設定し、その整備方針を明確にすることによって、本市における公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進に資することを目的としています。

3. 目標年次

本構想の目標年次は、交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針（平成12年11月15日、主務大臣により告示）」により定められた目標年次である平成22年（2010年）までを原則として、重点整備地区内の特定旅客施設、主要な特定経路を構成する道路、駅前広場、通路等、信号機等についての整備を実施するものとします。

4. 基本構想の位置づけ

本構想は、「新潟市第四次総合計画」をはじめとする本市のまちづくりに関する上位計画と、交通バリアフリー法及び交通バリアフリー法に基づく国の基本方針との整合性を保ち、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進するものとして位置づけます。



第2章 新潟市の概要

1. 位置・面積

- ・本市は、日本列島では日本海のほぼ中央に位置し、首都圏から約250km、中京圏から約350km、関西圏からは約500kmの距離にあり、阿賀野川、信濃川という大河が日本海へそそぐ河口に位置しています。
- ・市域の面積は、明治22年の市政施行時は12.2km²でしたが、その後の市町村合併や、隣接市町村との境界線変更等を経て現在は231.91km²になっています。

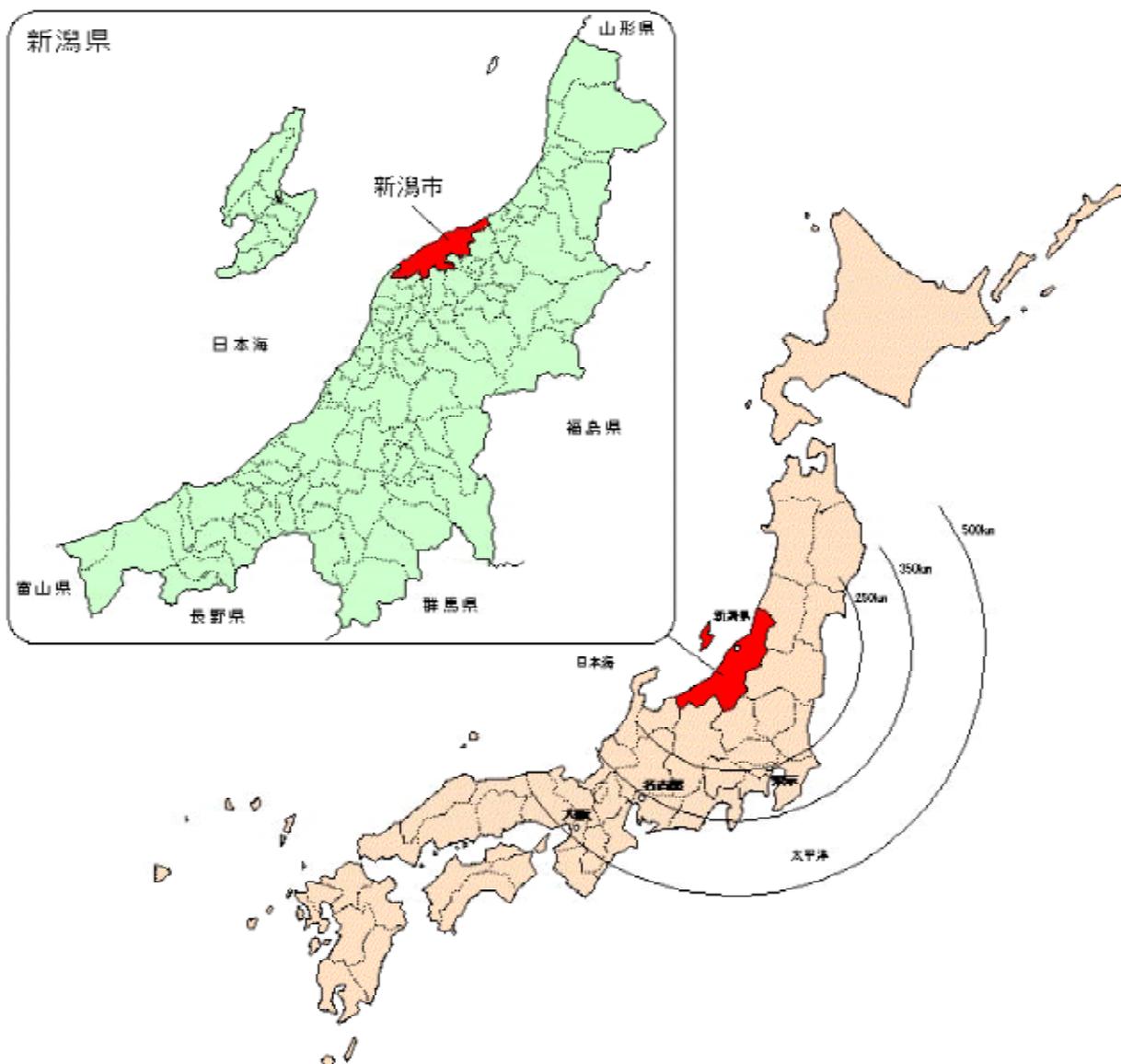


図2.1 新潟市の位置

2. 人口

(1) 総人口

- ・本市における総人口は年々増加し、平成12年には約53万人となっています。
- ・昭和50年に比べて1.25倍となっています。

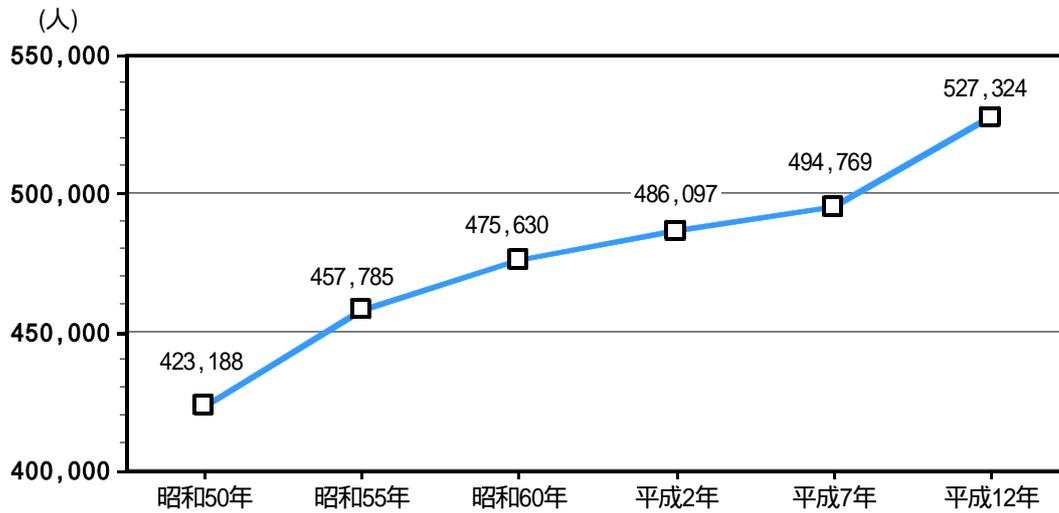


図2.2 新潟市の総人口の推移
(資料：国勢調査)

平成12年の値には、平成13年1月1日に新潟市と合併した旧黒埼町の人口が含まれています。旧黒埼町の人口を除いた新潟市の人口は501,431人です。

(2) 地区別人口

- ・ 古くからの市街地である中央地区や関屋地区、入船地区、また農村部の赤塚、中野小屋地区、両川地区では人口が減少しているのに対して、郊外住宅地の坂井輪地区、鳥屋野地区、石山地区は人口が増加しています。

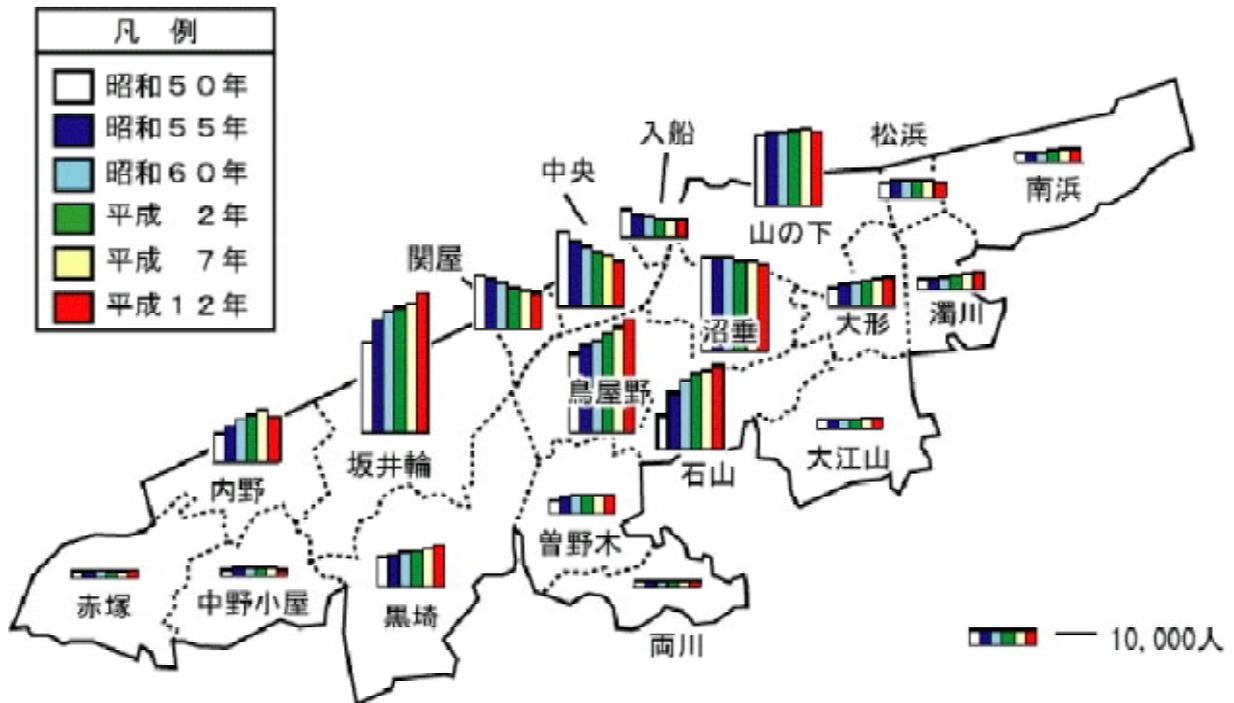


図2.3 新潟市の地区別人口の推移
(資料：国勢調査)

(3) 高齢者の状況

- ・本市における65歳以上人口は年々増加し、平成14年では9.3万人となっています。
- ・総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成14年では18.1%となっています。この割合は、平成12年までは全国平均および新潟県平均を下回っていましたが、平成13年からは全国平均をやや上回っています。

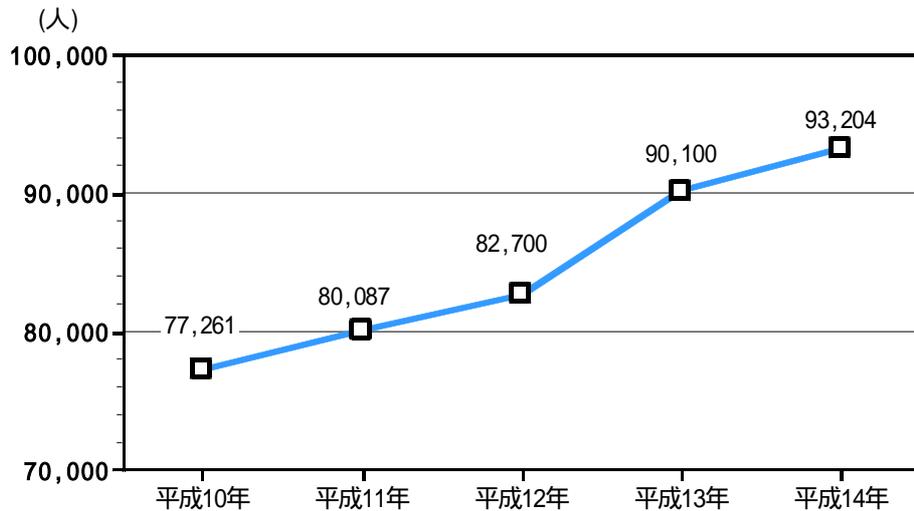


図2.4 新潟市の65歳以上人口の推移
(資料：新潟市住民基本台帳)

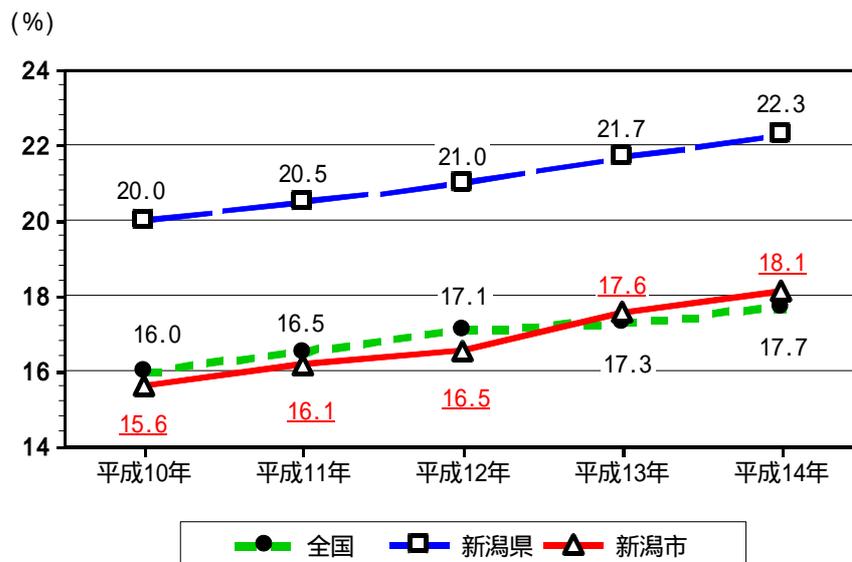


図2.5 新潟市の65歳以上人口割合の推移
(資料：新潟県推計人口、新潟市住民基本台帳)

(4) 障害者の状況

身体障害者の状況

- ・本市における身体障害者手帳所持者は年々増加し、平成14年4月1日現在で約1.4万人となっています。
- ・平成14年の手帳所持者の内訳を見ると、肢体不自由者が最も多く全体の半数以上を占めています。

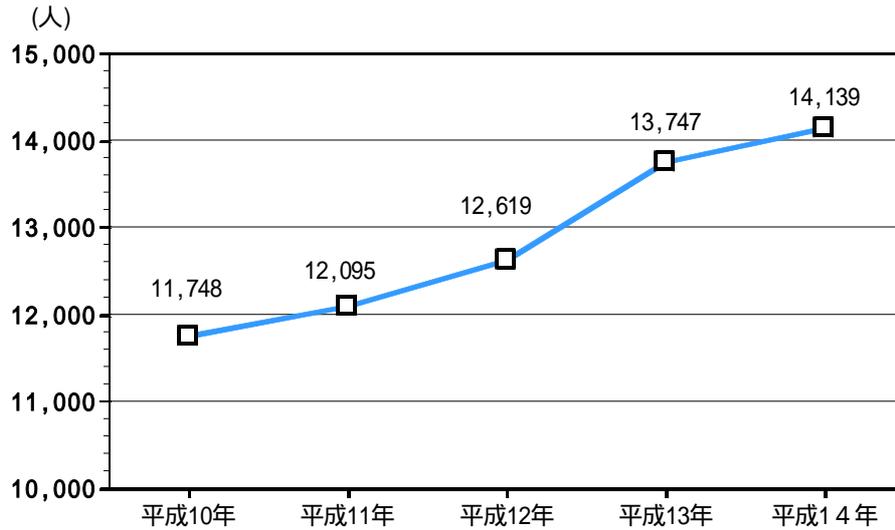


図2.6 新潟市の身体障害者手帳所持者数の推移
(資料：新潟市の保健と福祉 福祉編)

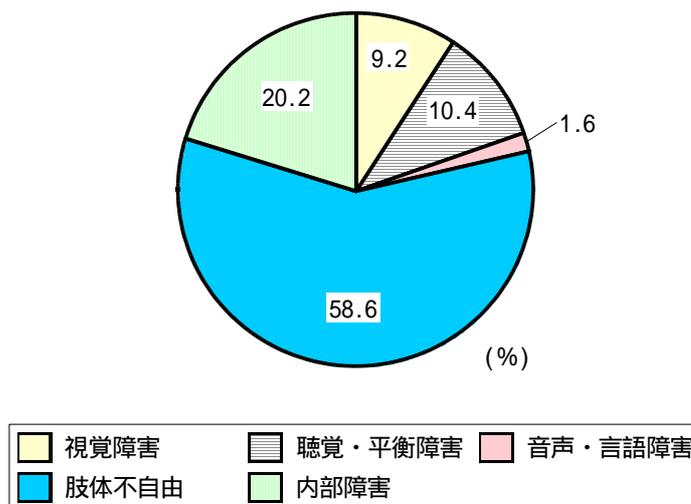


図2.7 新潟市の身体障害者手帳所持者の障害別状況
(資料：新潟市の保健と福祉 福祉編 平成14年4月1日現在)

知的障害者の状況

- ・本市における療育手帳所持者も年々増加し、平成14年4月1日現在で2千人を超えています。
- ・平成10年度に比べて1.22倍となっています。

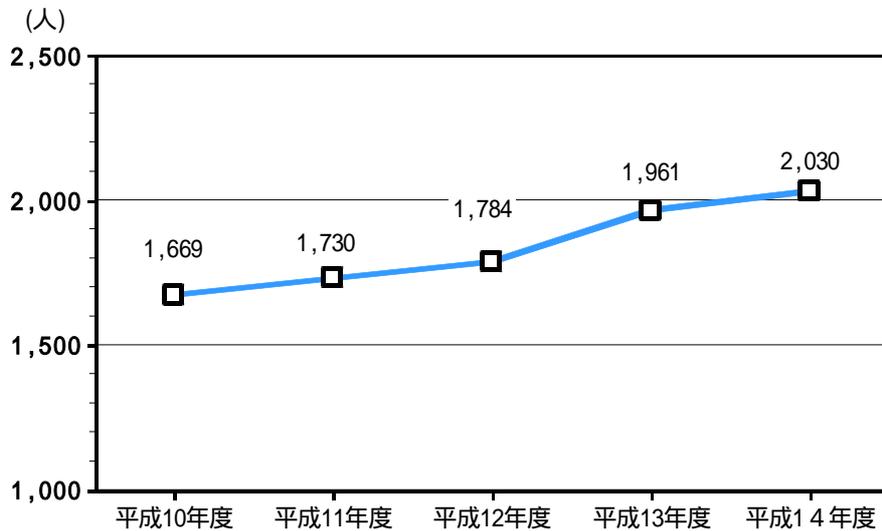


図2.8 新潟市の療育手帳所持者数の推移
(資料：新潟市の保健と福祉 福祉編)

精神障害者の状況

- ・本市における精神障害者保健福祉手帳所持者も年々増加し、平成14年4月1日現在で1千人を超えています。
- ・平成10年度に比べて3倍以上となっています。

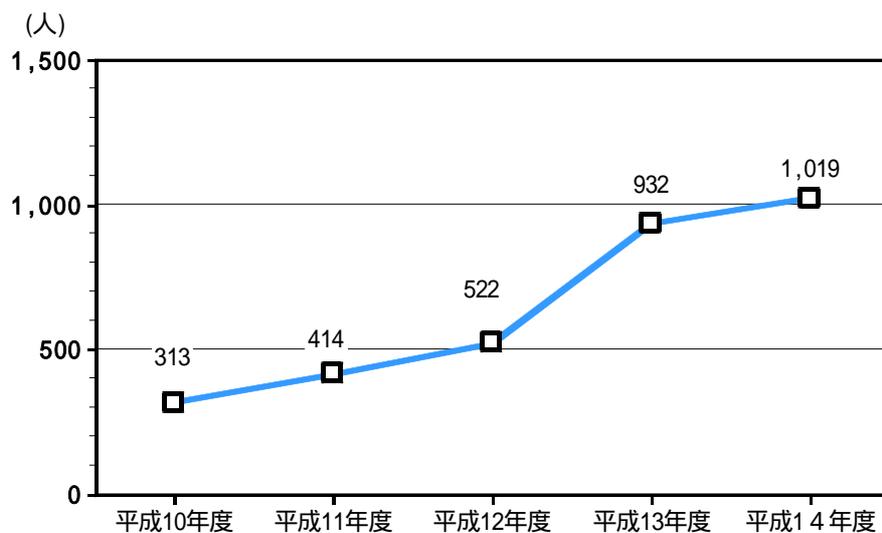


図2.9 新潟市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移
(資料：新潟市の保健と福祉 保健編)

3. 旅客施設の状況

(1) 旅客施設の分布状況

- ・本市には、鉄道駅13駅、バスターミナルが1施設、旅客船ターミナルが2施設、空港が1施設と、全部で17施設あります。
- ・鉄道は、上越新幹線と3本の在来線があり、これらは全て新潟駅でつながっています。
- ・旅客船には、佐渡航路と北海道航路があります。



図2.10 新潟市内の旅客施設分布状況

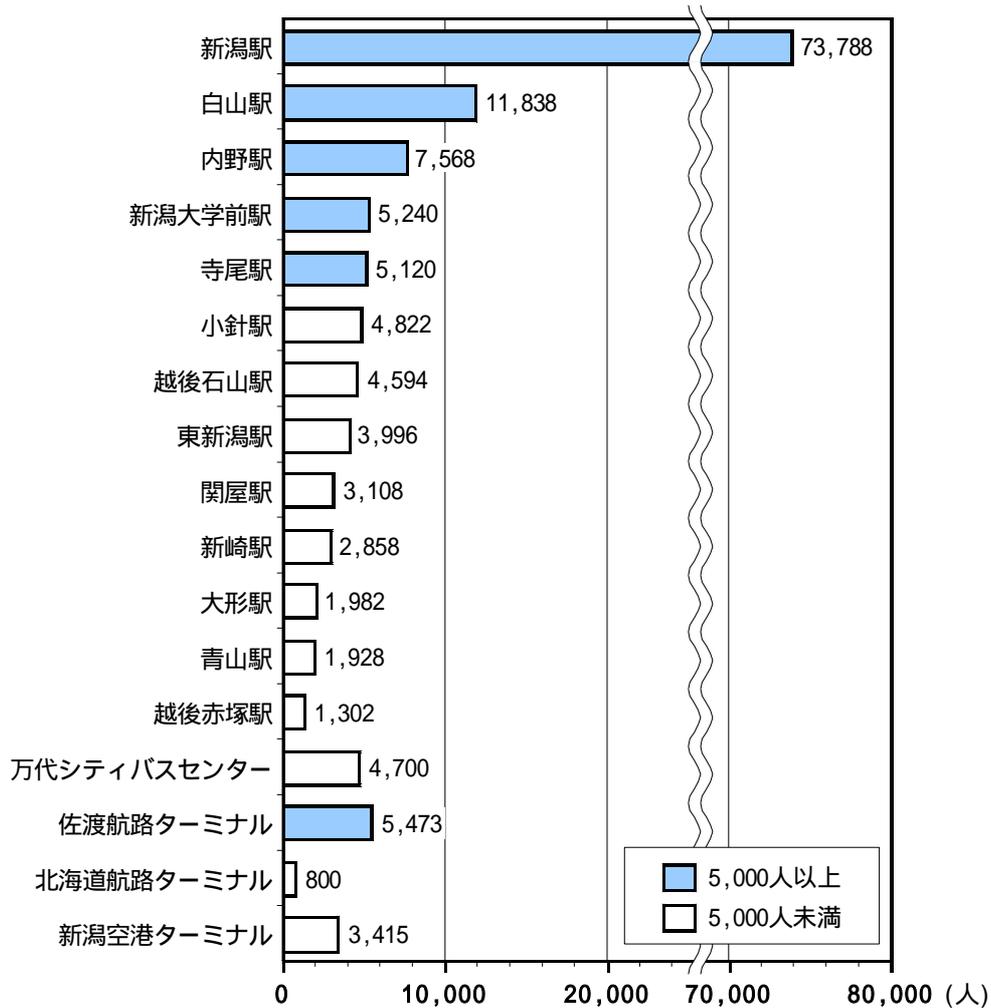
バスターミナルは新潟駅前にもありますが、新潟駅と一体的に考えています。

表2.1 新潟市の旅客施設一覧

区分	施設名
鉄道駅	・新潟駅
	越後線 ・白山駅 ・関屋駅 ・青山駅 ・小針駅 ・寺尾駅 ・新潟大学前駅 ・内野駅 ・越後赤塚駅
	信越線 ・越後石山駅
	白新線 ・東新潟駅 ・大形駅 ・新崎駅
バスターミナル	・万代シティバスセンター
旅客船ターミナル	・佐渡航路ターミナル、北海道航路ターミナル
空港ターミナル	・新潟空港ターミナル

(2) 旅客施設の利用状況

- ・各旅客施設の1日当たりの利用者数をみると、最も多く利用される旅客施設は新潟駅で、利用者数は7万人を越えています。
- ・鉄道駅では、新潟駅に次いで白山駅、内野駅、新潟大学前駅、寺尾駅が5千人を越える利用者数となっています。
- ・万代シティバスターミナルは5千人未満ですが、佐渡航路ターミナルは5千人を越えています。



新潟駅、万代シティバスセンター、佐渡航路ターミナル、北海道航路ターミナルはH12データ。
 他の旅客施設はH11データ。
 北海道航路ターミナルのデータは新日本海フェリー全体のデータ。

図2.11 各旅客施設における1日当たりの利用者数

(資料：JR東日本新潟支社、新潟交通、佐渡汽船株式会社、新日本海フェリー株式会社)